

1枚で電子マネーとポイントカードが使える

# あば!Pay

## 電子マネー



現金チャージですぐにご利用いただけます。  
お支払いするときに、カードをご提示するだけで簡単にお支払いが可能です。

チャージ額の1%がボーナスチャージとしてご利用いただけます。

※チャージは1,000円単位、1回の上限は45,000円です。  
カードには合計100,000円までチャージ可能です。

## ポイントカード



南種子町が発行する自治体ポイントや祝金・給付金をポイントとして受け取れるようにしていく計画です。

たまったポイントは1ポイント1円で利用することができます。

※ポイント受け取りの対象となるものは、南種子町のホームページ等でご案内いたします。

※ポイントがある場合、チャージに優先してポイントが使用されます。

## 詳しいご利用方法

**手順1** レジ担当者にあば!Payで支払う旨お伝えください。

**ワンポイント** カードの残額が分からない場合、レジ担当者に「残高確認をお願いします。」と依頼し、カードのQRコードを読み取らせることで残高確認ができます。



**手順2** カードもしくはスマホアプリを提示してください。



**手順3** 加盟店側でQRコードの読み取りを行い、決済いたします。



**手順4** 決済用端末から、決済完了の音が鳴ったら、お支払い完了です。  
※一部店舗では音が出ない場合がございます。



スマートフォンをお持ちの方は、アプリでご利用いただくことも可能です!

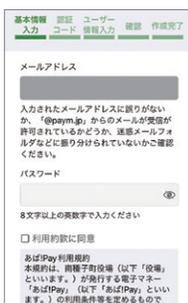
## アプリのダウンロード・情報の登録方法

1 アプリをダウンロード



上のQRコードを読み取るか、Android端末は Google Play から、iOS端末はApp Storeから「あば!Pay」で検索して、ダウンロード。

2 アカウントの作成



「はじめる」を押し、画面の案内に沿って会員情報を登録してください。  
※すでにアカウントをお持ちの方は、「ログイン」を押してください。

3 カード番号の登録



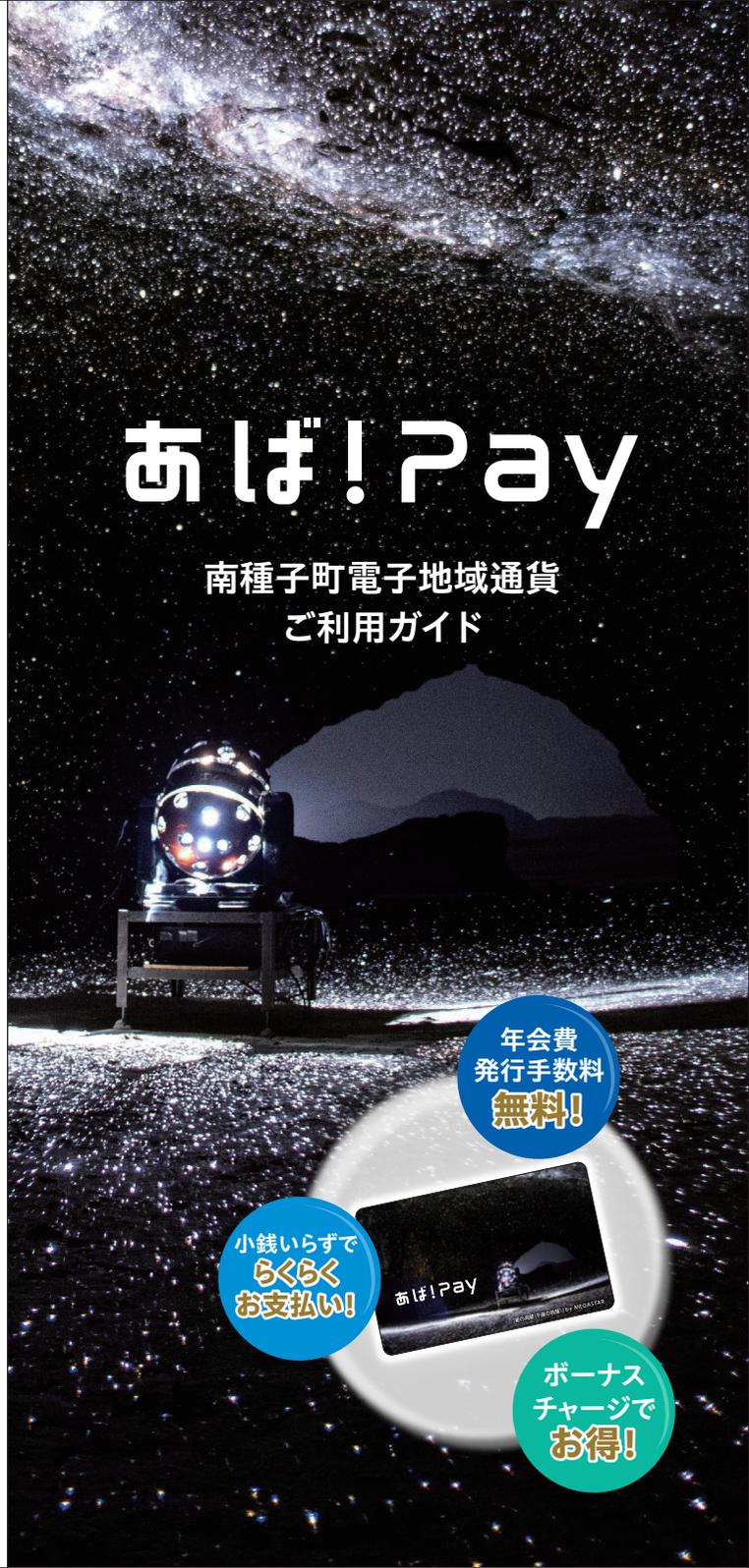
「スキャンして登録」を押し、画面の案内に沿ってカード情報を登録してください。

これで登録完了!  
あとはお買物をしてレジでスマホをかざすだけ!

※Android、Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。  
※Apple および Apple のロゴは、Apple Inc.の商標です。  
※App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。  
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

# あば!Pay

## 南種子町電子地域通貨 ご利用ガイド



年会費  
発行手数料  
無料!

小銭いらずで  
らくらく  
お支払い!

ボーナス  
チャージで  
お得!



## 南種子町電子地域通貨「あば!Pay」利用規約

令和5年4月1日

(本規約の目的)

**第1条**  
本規約は、南種子町(以下「発行者」という。)が発行する電子地域通貨「あば!Pay」の利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。(用語の定義)

**第2条**  
本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとします。  
(1)「あば!Pay」とは、発行者が発行する電子地域通貨で、前払式支払手段(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づいた仕組み)の方法による金銭的価値を証するもので、利用者が本規約及び発行者が別途定める規約等の条件に従い、加盟店において「あば!Pay」使用取引の決済に使用できるものをいいます。  
(2)「あば!Payカード」とは、あば!Payの発行及び利用のために発行者が利用者に交付する、あば!Payの残高等を記録するカードをいいます。  
(3)「利用者」とは、本規約に同意して、あば!Payの発行を受けた個人をいいます。  
(4)「加盟店」とは、本規約に同意し発行者に加盟を申込み、審査のうえ発行者が加盟を承認した法人又は個人で、利用者とはあば!Pay使用取引を行い、その結果として発行者に対してあば!Pay使用取引による売上金額相当の売掛債権を取得するものをいいます。  
(5)「あば!Pay使用取引」とは、利用者が加盟店において、あば!Payと引き換えに、商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。  
(6)「チャージ」とは、発行者が定める方法であば!Payカードにあば!Payを加算することをいいます。  
(7)「ポイント」とは、自治体ポイント等として付与され、又は支払いに利用できるポイントのことをいいます。(加盟店でのあば!Payの利用)

**第3条**  
利用者は、あば!Pay使用取引の決済にあば!Payを利用することができます。ただし、商品券その他の金券類、あば!Pay以外の電子マネー、その他加盟店が別途定める一部商品については、利用できません。  
2 利用者は、あば!Pay使用取引の決済にあば!Payを利用した場合は、あば!Payの残高(以下「あば!Pay残高」という。)からあば!Pay使用取引の決済額を差し引くことにより、金銭にて支払う場合と同様の効果が生じるものとします。  
3 利用者は、加盟店においてあば!Pay使用取引を行う場合、発行者の定める方法により、現金その他の支払方法とあば!Payによる支払方法を併用することができるものとします。  
4 利用者は、あば!Payを利用した場合は、発行するレシートに印字されるあば!Pay残高に、誤りがないかを確認するものとします。万が一、誤りがある場合でも、その場で加盟店に申し出るものとします。  
5 利用者は、あば!Pay使用取引を行った場合で、返品、取換、欠陥等の取引上の問題が発生したときは、利用者と加盟店の間で解決するものとします。

(あば!Payの発行)

**第4条**  
利用者は、加盟店等にて1,000円単位であば!Payの発行を受けることができます。  
2 あば!Payカード1枚の発行上限額は、100,000円とします。

(あば!Payが利用できない場合)

**第5条**  
利用者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、あば!Payの発行を受けること、あば!Pay使用取引を行うこと、又はあば!Pay残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。  
(1)発行者の責によらぬあば!Payを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合  
(2)加盟店の責によらないあば!Payカードの破損、加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合  
(3)保守管理等のためにあば!Payを提供するシステムの全部又は一部を休止する場合  
(4)その他やむを得ない事情による場合  
2 前項各号の場合において、あば!Payを利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、発行者及び加盟店は一切の責任を負わないものとします。

(払戻しの禁止)

**第6条**  
利用者は、発行されたあば!Payについて、原則、払戻しを受けることはできません。ただし、利用者のやむを得ない事情により、あば!Payの利用が著しく困難となったと発行者が判断する場合は、例外的に払戻しを受けることができます。  
2 前項ただし書きに該当する場合の払戻し手続きについては、発行者が対応します。

(あば!Payの有効期限)

**第7条**  
あば!Payの有効期限は、利用者が加盟店であば!Payを最後に利用(支払い又はチャージ・残高照会)した日より2年とします。  
2 前項の規定にかかわらず、南種子町の事業に合わせて発行されるあば!Payの有効期限は、発行する都度、発行者が定めるものとします。  
3 残高の有無に関わらず、有効期限を過ぎた場合は、あば!Pay残高はゼロとなります。

(あば!Payの利用停止)

**第8条**  
発行者は、利用者が次のいずれかに該当した場合は、当該利用者に対して事前通知又は催告をすることなく、あば!Payの利用を停止することがあります。  
(1)利用者が本規約に違反したとき  
(2)利用者があば!Payの利用者として不相当と発行者が判断したとき  
(反社会的勢力の排除)

**第9条**  
利用者は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを発行者又は加盟店に対して確約し、表明するものとします。  
(1)暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業の従業員並びにその関係者、総会屋等及びその共生者  
(2)その他前号に準ずる者  
2 発行者又は加盟店は、利用者が前項に定める事項に違反した場合若しくは違反しているおそれが

あると発行者又は加盟店が判断した場合は、利用者に何ら催告をせず直ちにあば!Payの利用を停止することができるものとし、当該あば!Pay残高は失効するものとします。併せて、発行者又は加盟店は、これにより被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に対し請求できるものとします。

(あば!Payの終了)

**第10条**  
発行者又は加盟店は、社会情勢の変化、法令の改廃その他発行者又は加盟店の都合により、事前に告知のうえ、あば!Payの発行又は利用を終了する場合があります。

(あば!Payカードの紛失又は汚損、破損時の再発行等)

**第11条**  
あば!Payカードを紛失し、又は汚損、破損(以下「紛失等」という。)し、あば!Payが利用できない場合は、発行者にて再発行します。その際、紛失等をしたあば!Payカードのカード番号が把握でき、かつ利用者と再発行希望者の本人確認ができた場合には、あば!Pay残高及びポイント残高を再発行後のあば!Payカードに引き継ぎます。  
2 発行者及び加盟店は、紛失等により生じた利用者への損害について、一切の責任を負わないものとします。また、あば!Payカードを第三者が利用した場合も同様とします。  
3 発行者及び加盟店は、紛失等によりあば!Pay残高又はポイント残高が有効期限を過ぎたとしても、一切の責任を負わないものとします。

(あば!Payカードの安全管理及び不正利用等への対応)

**第12条**  
利用者は、あば!Payカードを注意をもって保管し、本カードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能なすべての措置を常に講じるものとします。  
2 利用者は、あば!Payカードを紛失し、又は盗難に遭った場合、不正使用の可能性がある場合又は本カードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合は、直ちに発行者まで届け出るものとします。  
3 発行者は、あば!Payカードの盗難、紛失、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合は、本カードの利用を停止することがあります。  
4 発行者は、利用者に対し、あば!Payカードの紛失、盗難又は不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあり、この場合には、利用者は当該求めに協力するものとします。  
5 利用者が、あば!Payカードを紛失、盗難等により第三者に本カードが使用された場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。

(業務委託)

**第13条**  
発行者は、本規約に基づき発生する自己の業務について、その一部を第三者に委託することができるものとします。

(損害賠償)

**第14条**  
発行者の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合において、発行者の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有するあば!Payの利用可能残高に限られるものとし、間接損害、特別損害及び逸失利益については、予見可能性の有無を問わず、発行者は損害賠償責任を負わないものとします。ただし、発行者に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。  
2 利用者は、本規約に違反したことにより、発行者、加盟店、他の利用者又はそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。

(規約の変更)

**第15条**  
発行者は、本規約を変更することができるものとします。  
2 本規約を変更する場合、発行者はあらかじめ利用者に対して、発行者の定める方法により変更内容を告知するものとします。当該告知から7日が経過した後、利用者があば!Payを利用したときは、発行者は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

(準拠法及び裁判管轄)

**第16条**  
本規約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。  
2 発行者と利用者の間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、被告の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所又は地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 南種子町電子地域通貨「あば!Pay」ポイント規約

令和5年4月1日

(あば!Payポイントの定義)

**第1条**  
あば!Payポイントとは、南種子町(以下「発行者」という。)が発行する自治体ポイント等として付与されるポイントのことをいいます。

(ポイントの利用)

**第2条**  
利用者は、本規約を承認の上、あば!Pay加盟店もしくは発行者が認めた施設等でご利用いただけます。  
2 利用者はいつでもカードに蓄積されたポイント数に応じて、1ポイント1円相当として加盟店等にて商品の購入あるいはサービスの提供等を受けることができます。  
3 カードあるいはカードに蓄積されたポイント数と現金との引き換えはできないものとします。  
4 ポイントの有効期限は、原則として利用者が加盟店等でポイントを最後に利用(支払い又は付与・残高照会)した日より2年とします。

(規約の変更)

**第3条**  
発行者は、本規約を変更することができるものとします。  
2 本規約を変更する場合、発行者はあらかじめ利用者に対して発行者所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者があば!Payサービスを利用したときは、発行者は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

# FAQ

**Q** 発行費や年会費はかかりますか？

**A** 無料でご利用いただけます。

**Q** 利用期限はありますか？

**A** 電子マネー及びポイントの有効期限は最終利用日(入金・利用・残高照会)から2年間となります。  
※ポイントについては、種類により別途利用期限を設定する場合があります。

**Q** 使用できるお店はどこですか？  
使えないものなどはありますか？

**A** 右のシールが貼ってあるお店で使えます。宝くじや金券等の購入にはご利用できません。詳しくは南種子町のホームページをご確認ください。



**Q** 利用可能な残高の確認方法はありますか？

**A** カード利用時に受け取ったレシート、もしくは、利用可能なお店でご確認いただくことが可能です。  
また、下記のQRコードからアクセスいただき、お手元のスマートフォンなどで確認することも可能です。

こちらからご確認ください。



**Q** 現金以外でチャージ可能ですか？

**A** 現金のみとなります。(2023年8月現在)

**Q** 残高を換金することは可能ですか？

**A** 理由の如何に関わらず、残高を換金することはできません。

**Q** カード紛失したり、破損してしまった場合はどうすればよいですか？

**A** 下記記載の南種子町企画課デジタル推進係までお問い合わせください。

カードに関するお問い合わせ

南種子町企画課デジタル推進係

TEL0997-26-1111

平日8:30~17:15(12月29日~31日・1月1日~3日を除く)